

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2026年4月 VOL.117

4



April

【事務局】 TEL: 048-755-9591
FAX: 048-755-9827

組合員の皆様へ

陽春の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より外国人技能実習生の適正な受入れと支援に多大なるご理解と協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

今月からは社会保険制度の一部改正が施行されます。実習生の「手取り額」に関わる内容も
含まれますが、これは将来の年金や病気・怪我の際の保障を確かなものにするための
重要な仕組みです。育成就労制度への移行を見据え、引き続き適切な雇用環境の整備に
ご協力をお願い申し上げます。

■ 【重要】社会保険制度の改正に伴う「手取り額」減少への対応について ■

2026年4月より社会保険制度が改正され、標準報酬の算定方法の見直しや適用拡大が
施行されます。これにより、多くの実習生において毎月の給与から控除される社会保険料が
増加し、銀行振込額（手取り額）が減少することが予想されます。

実習生にとって「手取りの減少」は死活問題であり、事前の説明がない場合、「会社が勝手に
お金をピンハネした」と誤解され、失踪や労使トラブルに発展するリスクがあります。

4月の給与支払日までに、会社より事前の説明とフォローをお願い申し上げます。

■ 企業担当者様から実習生へ伝えるべき「3つのポイント」

1. 「日本の法律」による変更であること 会社が決めたルールではなく、日本で働く
すべての人（日本人を含む）に適用される共通のルールであることを伝えてください。
2. 「お守りのお金」であること 病気や怪我をした際の医療費負担が抑えられることや、
休業時の「傷病手当金」の対象になることを説明し、安心感を与えてください。

実施状況報告書について

2025年度（報告対象期間 2025.04.01～2026.03.31）の「実施状況報告書」（省令様式第10号）の
報告事項は以下の通りです。

- ※ 技能検定受検状況
- ※ 実施体制
- ※ 労働条件

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが
求められています。ご対応のほどよろしく申し上げます。
ご不明点がありましたら、組合の担当者または事務局に
お問い合わせください

1. 実労働日数
 2. 所定内実労働時間数
 3. 超過実労働時間数
 4. きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）
 5. 賞与、期末手当等特別給与額
 6. 控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）
 7. 昇給率
- ※行方不明者の発生状況 等々

❖切:2025年4月末 ⚠
締切厳守で提出を
お願い申し上げます

※様式は機構のホームページ <https://www.otit.go.jp/system/format/03/>

からダウンロードができます。

■【保存版】自転車の法改正に伴う指導のお願い■

1. 自転車の「青切符」導入に伴う交通安全指導のお願い

2026年より、自転車の交通違反に対して「青切符（反則金制度）」が本格運用されています。万が一、実習生が「青切符」を切られた場合、反則金の支払いが発生します。放置すると刑事罰に発展する可能性もあるため、日常生活の中での声掛けをお願いいたします。

2. 「青切符」の対象となる主な違反（反則金）

これらは、反則金を支払えば刑事罰（前科）を免れる仕組みです。

違反の内容（主なもの）	反則金の額（見込み）
ながらスマホ（保持・注視）	12,000円
信号無視（赤信号など）	6,000円
逆走・歩道走行（通行区分違反）	6,000円
遮断踏切への立ち入り	7,000円
一時不停止（止まれの標識無視）	5,000円
無灯火（夜にライトをつけない）	5,000円
傘差し運転・イヤホン使用	5,000円
二人乗り・並進（並んで走る）	3,000円

3. 「赤切符」の対象となる重大な違反（罰則）

飲酒運転などは、青切符ではなく「赤切符」となり、非常に重い罰則（刑事罰）が科されます。

***酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金**

お酒を飲んだ人に自転車を貸した人、一緒にお酒を飲んだ人、同乗した人も罰せられます。

***酒酔い運転：5年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金**

***ながらスマホで事故を起こす（交通の危険）：1年以下の拘禁刑 または 30万円以下の罰金**

■【重要】「技能実習責任者講習」の受講期限をご確認ください■

技能実習制度において、技能実習責任者は、**3年に1度**の養成講習の受講が義務付けられています。特に、2026年度に「実習計画の認定更新」や「受け入れ企業の更新（許可更新）」を迎える企業様は、受講漏れがないか今一度ご確認ください。

⚠️ 受講が漏れるとどうなる？

実習計画が認定されません：有効な受講証明書（3年以内）がない場合、
次回の実習継続ができなくなる恐れがあります。

改善勧告の対象となります：法令で定められた選任要件を満たさない状態となり、
指導の対象となります。

✅ チェックポイント

- 前回の受講から3年が経過していませんか？
- 担当者が交代した際、後任の方は講習を修了していますか？
- 実習指導員は原則として実習生5名につき1名の選任が必要です。
実習場所ごとに1名の選任が義務付けられています。
- 生活指導員について実習生20名につき1名以上が必要とされています。
生活指導員と実習指導員は兼任することが可能です。
- 「育成就労制度」への移行期であっても、現行制度のルール遵守は必須です。